

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画

芸西村地球温暖化対策実行計画

平成27年度～平成31年度

平成27年3月

高知県芸西村

目次

第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. エネルギー源別の二酸化炭素排出状況・・・・・・・・・・・・ 3
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 目標達成に向けた取組

1. 省エネルギーに関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 施設整備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。芸西村の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成25年度とし、計画期間を平成27年度～平成31年度までの5年間とする。
目標年度については、平成31年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、本村が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた組織及び施設を対象とする。

（対象施設一覧）

No.	施設名	No.	施設名
1	芸西村役場庁舎	12	芸西村福祉館
2	芸西村生涯学習館	13	芸西村運動公園
3	芸西村村民会館	14	芸西村伝承館
4	芸西村保育所	15	芸西村海水健康プール
5	芸西村幼稚園	16	芸西村琴ヶ浜松原野外劇場
6	芸西村小学校	17	芸西村ペットボトル圧縮作業所
7	学校給食共同調理場	18	芸西村堆肥センター
8	芸西村中学校	19	芸西村浄化センター
9	芸西村保育所分園	20	簡易水道施設
10	ふれあいセンター	21	排水機場
11	ほっとハウス	22	消防施設

4. 対象とする温室効果ガス

実施計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

芸西村の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、1,606,425.5 kg-CO₂です。各施設における二酸化炭素排出量の詳細は別表のとおりです。

区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,606,425.5 kg-CO ₂

別表

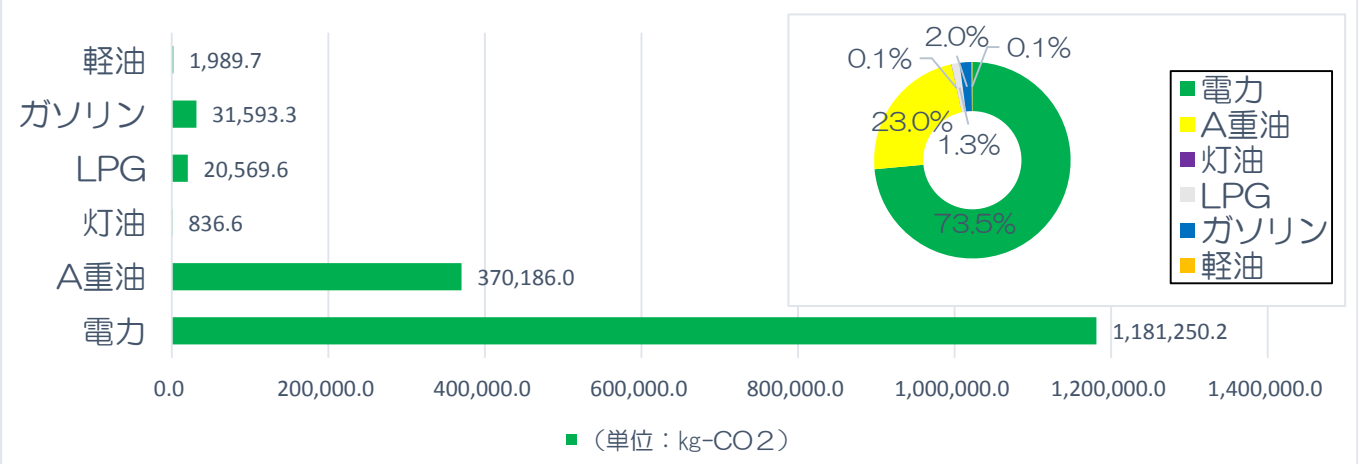
(単位：kg-CO₂)

No.	施設名	電力	A重油	灯油	LPG	ガソリン	軽油	合計
1	芸西村役場庁舎	160,949.9	1,626.0	161.9	92.4	29,176.3	1,047.7	193,054.2
2	芸西村生涯学習館		0.0	0.0	28.2	0.0	0.0	28.2
3	芸西村村民会館		0.0	0.0	581.0	0.0	0.0	581.0
4	芸西村保育所		10,298.0	0.0	3,614.9	0.0	0.0	13,912.9
5	芸西村幼稚園	48,387.8	0.0	0.0	566.6	0.0	0.0	48,954.4
6	芸西村小学校		0.0	99.6	152.0	0.0	43.9	295.4
7	学校給食共同調理場		29,810.0	0.0	6,246.1	923.6	0.0	36,979.7
8	芸西村中学校	23,464.0	0.0	373.5	147.4	23.2	0.0	24,008.1
9	芸西村保育所分園	36,424.9	0.0	0.0	875.1	0.0	0.0	37,300.0
10	ふれあいセンター		0.0	156.9	964.2	0.0	0.0	1,121.0
11	ほっとハウス	7,227.0	0.0	0.0	520.7	0.0	0.0	520.7
12	芸西村福祉館	4,771.4	0.0	0.0	85.2	74.2	0.0	4,930.8
13	芸西村運動公園	82,499.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	82,499.4
14	芸西村伝承館	3,356.6	0.0	0.0	117.2	0.0	0.0	3,473.8
15	芸西村海水健康プール	178,136.0	317,612.0	0.0	6,414.4	0.0	0.0	502,162.4
16	芸西村琴ヶ浜松原野外劇場	2,785.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,785.5
17	芸西村ペットボトル圧縮作業所	1,452.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,452.5
18	芸西村堆肥センター	621.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	621.4
19	芸西村浄化センター	245,673.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	245,673.3
20	簡易水道施設	341,079.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	341,079.8
21	排水機場	33,681.3	10,840.0	0.0	0.0	0.0	0.0	44,521.3
22	消防施設	10,739.4	0.0	44.8	164.4	1,395.9	898.1	13,242.6
合計		1,181,250.2	370,186.0	836.6	20,569.6	31,593.3	1,989.7	1,606,425.5

2. エネルギー源別の二酸化炭素排出状況

基準年度である平成25年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の73.5%と最も高く次いでA重油23.0%、ガソリン2.0%となっています。このことから分かるように、電気使用量の削減が二酸化炭素排出量削減の大きなポイントとなります。

平成25年度エネルギー源別二酸化炭素排出要因構成比



3. 削減目標

平成25年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成31年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	目標年度排出量 平成31年度
二酸化炭素 (CO ₂)	1,606,425.5 kg-CO ₂	5%	1,526,104.2 kg-CO ₂

第3章 目標達成に向けた取組

1. 省エネルギーに関する取組

(1) 電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。又、退庁時等の不要な照明の消灯及びパソコン、プリンタその他電気製品の省電力に努める。
- ・ 冷暖房の使用については適切な温度管理を心がけるとともに、電気使用量を把握し、管理を徹底する。
- ・ 冷蔵庫等の家電製品の更新時には、エネルギー消費効率の高い製品を選択し電気消費の抑制を心掛ける。
- ・ 各施設の照明用電灯の交換時には、省エネタイプの電球等に換えていく。
- ・ ノー残業デーの徹底を図る。
- ・ 職員は出来る限り自動ドアの使用を自粛するよう呼びかける。

(2) 燃料使用量の削減

- ・ 急発進・急加速や無駄なアイドリングを控え、環境に配慮した運転を行うよう職員へ周知する。
- ・ 近距離の移動については自転車を使用するよう職員に呼びかける。

2. 施設整備の改善等

- ・ 施設の新築又は改築時に、環境に配慮し自然光や通風を活用できる設計にするとともに、設備・機器の効率化により電気使用量の削減を図る。
- ・ 設備や施設の耐用年数や使用状況、省エネ効果等を勘案し、改修等の優先順位を検討し、計画的な改修等に努める。
- ・ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入に努める。

3. その他の取組

- ・ 廃棄物の分別排出に努め、廃棄物の減量化及び再資源化を促進する。
- ・ 日常的に節水を心がける。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

各課等に温暖化対策推進員を1名以上配置し、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と協力し、計画の総合的な推進を図る。

(1) 温暖化対策推進員

計画の推進と点検を行い、計画の内容等を各課等の職員に伝達し計画を率先して推進する。

(2) 施設管理担当者

各施設の管理を担当する職員は、温暖化対策推進員として計画の取組を推進する。

(3) 事務局

本計画の事務局を健康福祉課に設置し、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

事務局は、温暖化対策推進員をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回村ホームページ等により公表します。